

あやめRepo

みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井



2015.9.1
vol.31

発行／山形県長井市
問い合わせ／長井市総合政策課 tel.0238-87-0714
http://www.city.nagai.yamagata.jp

健康・長寿・介護の里構想

長井市でも高齢者は増加していますが、介護保険の認定率が横ばいであること、要介護3以上の認定者の割合が微減であることから、市で取り組みを進めている介護予防が一定の成果をあげていると言えます。

今後は、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・生活支援・介護予防を進めていきます。

地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの実現には、地域で支援する人たちのネットワークづくり、高齢者一人ひとりが抱える問題や地域課題の解決に必要な事業を話し合う場が必要です。それが「地域ケア会議」です。

地域ケア会議の役割

- ① 医療や介護などの関係者が協働して、高齢者の個別課題の解決を図る。
- ② 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ③ 高齢者の実態把握、地域課題を発見する。
- ④ 個別ケースの課題分析などを積み重ね、地域に共通した課題を明確化する。
- ⑤ 政策などに反映させる。



地域ケア会議の様子。様々な職種の人が参加しています。

地域課題の把握

地域づくり・サービス開発

政策形成・地域課題を解決するための社会基盤の整備など

地域包括ケアシステム

超高齢化のなか、疾病や介護度、家族環境に対応した相談業務の充実、医療との連携を円滑にしてサービスを提供していくことが必要となります。

地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定されています。

病気になったら…

医療

- ◆急性期病院・リハビリ病院 など
- ◆かかりつけ医
- ◆地域の連携病院

- ◆公立置賜総合病院
- ◆公立置賜長井病院

福祉サービスなど
子育て支援施設(複合施設)

住まい
◆自宅
◆サービス付き高齢者向け住宅など

介護が必要になったら…

介護

- ◆在宅サービス
訪問介護・訪問看護・通所介護
小規模多機能型居宅介護
短期入所生活介護 など
- ◆施設・居住系サービス
介護老人福祉施設・介護老人保健施設
認知症共同生活介護
特定施設入所者生活介護 など
- ◆介護予防サービス

24時間ケア・訪問看護対応

買い物・交流

BOOKS cafe FRESH MART
中心市街地

余暇活動・社会活動への参加サービス提供

いつまでも元気に暮らすために…

生活支援・予防

- ◆老人クラブ・自治会
ボランティア・NPOなど

- ◎地域包括支援センター
 - ◎ケアマネジャー
- 相談業務やサービスのコーディネートを行います。

健康づくり 介護予防支援

市役所

山形大学次世代型
重粒子線がん治療施設
(予定)

認知症対応

連携

医療と保健の連携

健康寿命を延ばすため、長井病院と開業医、歯科医、保健師が連携して、健康診査の実施と適切な受診、各種健康教室などを通して疾病を予防します。またロコモティブシンドローム※を予防し、歯科や栄養指導を進め、口腔機能低下や低栄養を予防し、健康づくりに取り組みます。

※ロコモティブシンドローム(運動器症候群)とは、筋肉・骨関節といった運動器の障害のため、立つ、歩くといった機能が低下している状態。進行すると介護が必要になりリスクが高くなります。

長井病院に期待されること

- ◎サテライト病院としての地域の一次医療(糖尿病、高血圧、消化器系、医療病など)を担うと共に、保健活動を支援します。
- ◎院内に地域包括支援センターの支所を設置していきます。
- ◎開業医との連携による地域医療の提供、福祉サービスの満足度向上を目指します。

介護から予防へ

住み慣れた地域でより元気に自分らしく生活するためには要介護状態や要支援状態になることを予防することが重要です。要介護状態などになった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔の機能向上、閉じこもり予防などさまざまな介護予防事業を行っています。

介護予防教室 参加者の声

長時間立っていると腰が痛くなってしまい料理をするにも大変だったが、教室参加してみても長時間立っても腰が痛くならなかった。



腰や膝が痛くて、毎日接骨院に通っていたが、運動教室に参加してから痛みが良くなり通わなくてもよくなった。



基本理念

市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり

住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた土地で安心して暮らせるまちを目指します。

◆基本目標と施策の方向

高齢者の健康と生きがいづくり

- ①健康づくりの推進
- ②生きがいづくりの推進

介護予防の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ②生活支援・介護予防サービスの基盤整備

住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり

- ①介護サービスの充実
- ②在宅医療と介護の連携の推進
- ③地域における支えあいの仕組みづくり
- ④認知症施策の推進
- ⑤在宅生活の支援

介護保険法第4条(国民の努力及び義務)
国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

健康・長寿・介護の里構想

高齢者人口の増加と高齢化率の高まり

日本全体の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3186万人(平成25年9月15日現在推定)で、総人口に占める割合(高齢化率)は25.0%に達しています。長井市でも、総人口が減少を続ける一方で高齢者人口は増加しており、平成12年に24.4%だった高齢化率は平成27年には31.7%に達しています。

介護保険制度の改正と長井市の対応

平成12年度の国の介護保険制度の創設以降、長井市では高齢者の保健・福祉分野の総合的な施策を推進するため、1期3カ年、5期にわたって長井市老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してきました。この間、介護保険法の改正に合わせて1期ごとに計画の見直しを行い、様々な取り組みをしてきました。この度の平成27年度の改正では、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のための制度改革が行われました。長井市でも、今後ますます高齢化が進む状況を見据え、平成27年



訪問型サービス

身体介護、生活援助、ゴミだし、移動支援など

通所型サービス

身体介護、サロ、住民主体の運動の場、専門職による介護予防教室運動機能向上、口腔機能向上、低栄養予防、認知症予防教室など

その他サービス

◎栄養改善や見守りなどの食事サービス
◎電話による定期訪問相談と緊急時の対応を行う高齢者見守りお伺いコールサービス
◎短期宿泊事業

対象者

要介護認定で要支援1・2、基本チェックリスト該当者など、要介護状態となるおそれの高い人。
※65歳以上であれば、誰でも利用できるサービスもあります。

7 介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

要支援1・2の人が利用する介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。今後、従来同様のサービス以外にNPO、ボランティア、地区組織などによる多様なサービスをつくっていきます。

介護保険では対応できない生活の支援を整え、住みなれた地域でできる限り生活し続けられるようにしていきます。

地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて「介護予防」「生活支援」「権利擁護」「社会参加」などの総合的で多様なサービスを提供します。利用にあたって、まずは市福祉あんしん課または地域包括支援センターの窓口へご相談ください。

利用者イメージ

要支援と非該当を行き来するような高齢者

総合的で切れ目のないサービスを提供

虚弱、ひきこもりなど介護保険利用に結びつかない高齢者

円滑にサービスを導入

自立や社会参加意欲の高い人

社会参加や活動の場を提供

地域包括支援センター
包括的なケアマネジメントを実施します

介護予防（訪問・通所）

生活支援（配食・見守りなど）

権利擁護

社会参加

地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービス

多様なマンパワーの活用

介護保険事業者、NPOボランティア、民生委員など

地域の多様な社会資源の活用

公民館、自治会館保健センターなど

地域の創意工夫を活かした取組の推進

「ボランティアポイント制」の活用など

介護保険外サービスの推進

配食、見守りなど

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは高齢者やその家族の皆さんに安心して暮らしていただくための身近な相談窓口です。介護や高齢者に関する様々な悩み事など気軽にご相談ください。相談したことや相談内容についての秘密は守られます。

◎問い合わせ／市地域包括支援センター ☎ (83) 2127

地域包括支援センターで行っていること

- ① 高齢者に関する様々な相談に応じます。
- ② 保健福祉サービス・介護保険の利用などについて情報を提供します。
- ③ 寝たきりや認知症のある人などの介護について助言します。
- ④ 介護認定で要支援1、2となった人および事業対象者の介護予防サービス計画を作成します。
- ⑤ 介護保険を利用していない高齢者の相談を受け、介護予防サービスを提供します。
- ⑥ 高齢者の人権や財産を守る権利擁護や成年後見制度・虐待の相談を受けます。

1 介護保険サービスの利用者負担が変わりました

介護報酬改定に伴って、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。

2 一定以上所得者は利用者負担が2割になりました

一定以上所得者（本人の合計所得額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上）がサービスを利用したときの利用者負担が1割から2割になりました。介護保険で認定を受けた人には、サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が交付されますので、介護保険被保険者証と一緒に管理してください。

3 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設の入所基準）が変わりました

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となりました。ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）は、引き続き入所できる経過措置が設けられています。制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、継続入所が認められます。また、要介護1・2で認知症などの場合、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する場合も、新規入所は原則として要介護3以上の人となります。

4 4月から介護保険料が変わりました

下表は第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料です。長井市では、国が示した基準9段階をさらにきめ細やかに対応できるよう11段階に区分しました。

介護保険料区分

保険料段階	対象者	基準額との比率	保険料額（年額）	前期との比較
第1段階	生活保護受給者、または住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人 住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.415	28,100円	2,400円増
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.675	45,700円	8,300円増
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	50,800円	9,200円増
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.83	56,200円	10,200円増
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00（基準額）	67,700円	12,300円増
第6段階	本人が住民税課税で合計所得額が120万円未満の人	1.20	81,200円	14,700円増
第7段階	本人が住民税課税で合計所得額が120万円以上125万円未満の人	1.22	82,600円	16,100円増
第8段階	本人が住民税課税で合計所得額が125万円以上190万円未満の人	1.39	94,100円	17,100円増
第9段階	本人が住民税課税で合計所得額が190万円以上290万円未満の人	1.65	111,700円	20,300円増
第10段階	本人が住民税課税で合計所得額が290万円以上400万円未満の人	1.68	113,700円	22,300円増
第11段階	本人が住民税課税で合計所得額が400万円以上の人	1.85	125,200円	22,700円増

「地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目指して、平成27年度介護保険制度改正が行われました。変更があった中で特にポイントとなる内容をご紹介します。

平成27年度 介護保険制度が変わりました。

介護してもらいよりも自分でできる喜びを



5 4月から多床室の居住費と負担限度額が変わりました

4月から、施設サービスを利用したときの多床室の居住費（基準費用額）が320円から370円に変わり、さらに介護老人福祉施設と短期入所生活介護は、8月から840円に変わりました。

また、低所得の人が多床室を利用した場合の負担限度額も変わりました（左表のとおり）。

◆負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	多床室
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階	370円

◆利用者負担の上限（1カ月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
◎現役並み所得者	44,400円
◎一般	37,200円
◎住民税非課税世帯	24,600円
◎住民税非課税世帯で ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
◎生活保護の受給者 ◎利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身38.3万円以上、夫婦52.0万円以上）」を新設し、上限額が設定されました（左表のとおり）。申請する際には市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

6 8月から高額介護サービス費の一部の上限額が変わりました

介護保険制度に関する問い合わせ

市福祉あんしん課
☎ (87) 0686

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※変更は70歳未満の人のみ。
◎毎年7月31日時点まで加入している医療保険の所得区分が適用されます。
◎支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

9 8月から高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わりました



8 8月から特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わりました

低所得の人でも、次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付対象になります。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税でも、預貯金等が一定額（単身1000万円、夫婦2000万円）を超える場合

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が平成27年8月の計算期間分から変更されました（左表のとおり）。